

産業連関表分析研修及び伴走支援業務委託審査基準

1. 審査基準の位置付け

本審査基準は、産業連関表分析研修及び伴走支援業務委託の受託候補者を選考する際の審査で用いるものであり、本基準に基づき、提案された企画提案書、プレゼンテーション及び契約の誠実な履行に関わる参加者の体制を含めた総合的な審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

2. 受託候補者の決定

各項目の合計点をその提案者の評価点とする。また、選定委員会の委員による審査の結果、各委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。

3. 審査基準

審査区分	審査項目	配点	審査の着眼点
A. 業務理解度・提案性	(1) 業務目的の理解度	10	本業務の趣旨（EBPMの推進、職員の自走化）を正しく理解し、合志市の課題に即した提案となっているか。
	(2) 研修プログラムの質	20	基礎から応用まで、職員が確実に手法を習得できるカリキュラム構成か。
	(3) 伴走支援の実効性	20	60時間の支援を効果的に活用し、具体的な施策分析や改善提言に結びつける現実的かつ具体的な手法が示されているか。
	☒ 独自提案・付加価値	10	仕様書を超える創意工夫や、業務終了後も職員が活用し続けられる仕組み（分析ツールの活用方法等の提案 等）があるか。
B. 実施体制・実績	(5) 業務執行体制	10	責任者及び担当者の専門性、バックアップ体制は十分か。スケジュール管理は適切か。
	☒ 同種・類似業務の実績	10	過去5年間に自治体における産業連関表の作成及び分析の実績が豊富にあり、信頼できるか。
C. プレゼンテーション	(7) 説明能力・質疑応答	10	説明が論理的で分かりやすいか。質疑に対し、専門的見地からの確かつ柔軟な回答が得られたか。
D. 価格	(8) 見積金額の妥当性	10	見積限度額内であり、積算根拠が業務内容と整合しており妥当であるか。
合計		100	